

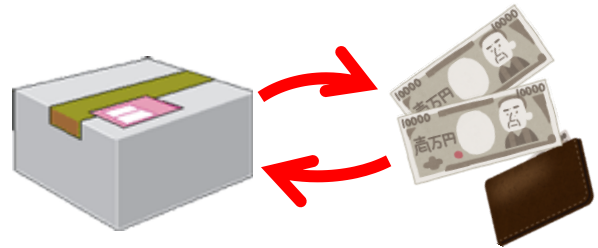


「代引き（代金引換郵便）を悪用した詐欺」 に注意して下さい！

代引きとは

→インターネットやTVショッピングなどの、
買い物で利用できる支払い方法の一つです。

商品を持って来た配達業者に、
差出人の指定した金額を支払い、
商品を受け取るものです。



代引きで商品が届き、「誰か注文したのだろう」
と思い込み料金を支払って荷物を受け取る。



帰宅した家族に確認すると、誰も注文していなかった。

荷物の中身は、古新聞やゴミなど
全く使い物にならない不用品ばかりが入っていた。



※代金引換郵便はその場で料金を支払ってしまいがちです。
心当たりのない商品は受取拒否を行いましょう。

支払う前に自分や家族が頼んだ商品なのか確認しましょう！

◆当別町では、訪問販売など消費者トラブルの相談窓口を開設しています◆
午前8時45分～午後5時15分（月曜日～金曜日、年末年始・祝日は除く）
当別町役場 住民環境部環境生活課 町民生活係（1階） ☎（0133）23-3209

発行／当別町住民環境部環境生活課町民生活係